

添付資料(ファイルの概要(1))__提供先21以降)

提供先21	後期高齢者医療広域連合
法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第80項)
提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2項番80)
提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">< 選択肢 ></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[1万人以上10万人未満]</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	<p>(1) 市内に住所を有する65歳以上の者及び同一世帯に属する者</p> <p>(2) 市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で認定申請を行った者及び同一世帯に属する者</p> <p>(3) 住所地特例対象施設に入所又は入居することにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者及び同一世帯に属する者</p> <p>転出・死亡等の事由により資格喪失した者を含む</p>
提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
時期・頻度	照会を受けたらその都度
提供先22	後期高齢者医療広域連合
法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第81項)
提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2項番81)
提供する情報	高齢者の医療の確保に関する法律第57条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">< 選択肢 ></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[1万人以上10万人未満]</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	<p>(1) 市内に住所を有する65歳以上の者及び同一世帯に属する者</p> <p>(2) 市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で認定申請を行った者及び同一世帯に属する者</p> <p>(3) 住所地特例対象施設に入所又は入居することにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者及び同一世帯に属する者</p> <p>転出・死亡等の事由により資格喪失した者を含む</p>
提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
時期・頻度	照会を受けたらその都度

提供先 23	都道府県知事等
法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第87項)
提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2項番87)
提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">< 選択肢 ></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p> <p>[1万人以上10万人未満]</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	<p>(1) 市内に住所を有する65歳以上の者及び同一世帯に属する者</p> <p>(2) 市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で認定申請を行った者及び同一世帯に属する者</p> <p>(3) 住所地特例対象施設に入所又は入居することにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者及び同一世帯に属する者</p> <p>転出・死亡等の事由により資格喪失した者を含む</p>
提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
時期・頻度	照会を受けたらその都度
提供先 24	市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第88項)
提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2項番88)
提供する情報	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第18条第1項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">< 選択肢 ></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p> <p>[1万人以上10万人未満]</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	<p>(1) 市内に住所を有する65歳以上の者及び同一世帯に属する者</p> <p>(2) 市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で認定申請を行った者及び同一世帯に属する者</p> <p>(3) 住所地特例対象施設に入所又は入居することにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者及び同一世帯に属する者</p> <p>転出・死亡等の事由により資格喪失した者を含む</p>
提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
時期・頻度	照会を受けたらその都度

提供先 25	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	
法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第90項)	
提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2項番90)	
提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	
提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	< 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	(1) 市内に住所を有する65歳以上の者及び同一世帯に属する者 (2) 市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で認定申請を行った者及び同一世帯に属する者 (3) 住所地特例対象施設に入所又は入居することにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者及び同一世帯に属する者 転出・死亡等の事由により資格喪失した者を含む	
提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
時期・頻度	照会を受けたらその都度	
提供先 26	市町村長	
法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第94項)	
提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2項番94)	
提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	
提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	< 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	(1) 市内に住所を有する65歳以上の者及び同一世帯に属する者 (2) 市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で認定申請を行った者及び同一世帯に属する者 (3) 住所地特例対象施設に入所又は入居することにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者及び同一世帯に属する者 転出・死亡等の事由により資格喪失した者を含む	
提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
時期・頻度	照会を受けたらその都度	

提供先 27	都道府県知事又は保健所を設置する市の長
法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第97項)
提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2項番97)
提供する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる本人の数	< 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人以上10万人未満]
提供する情報の対象となる本人の範囲	(1) 市内に住所を有する65歳以上の者及び同一世帯に属する者 (2) 市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で認定申請を行った者及び同一世帯に属する者 (3) 住所地特例対象施設に入所又は入居することにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者及び同一世帯に属する者 転出・死亡等の事由により資格喪失した者を含む
提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
時期・頻度	照会を受けたらその都度
提供先 28	独立行政法人日本学生支援機構
法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第106項)
提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2項番106)
提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定められるもの
提供する情報の対象となる本人の数	< 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人以上10万人未満]
提供する情報の対象となる本人の範囲	(1) 市内に住所を有する65歳以上の者及び同一世帯に属する者 (2) 市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で認定申請を行った者及び同一世帯に属する者 (3) 住所地特例対象施設に入所又は入居することにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者及び同一世帯に属する者 転出・死亡等の事由により資格喪失した者を含む
提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
時期・頻度	照会を受けたらその都度

提供先 29	都道府県知事又は市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第108項)
提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2項番108)
提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">< 選択肢 ></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p> <p>[1万人以上10万人未満]</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	(1) 市内に住所を有する65歳以上の者及び同一世帯に属する者 (2) 市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で認定申請を行った者及び同一世帯に属する者 (3) 住所地特例対象施設に入所又は入居することにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者及び同一世帯に属する者 転出・死亡等の事由により資格喪失した者を含む
提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
時期・頻度	照会を受けたらその都度
提供先 30	都道府県知事又は市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第109項)
提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2項番109)
提供する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">< 選択肢 ></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p> <p>[1万人以上10万人未満]</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	(1) 市内に住所を有する65歳以上の者及び同一世帯に属する者 (2) 市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で認定申請を行った者及び同一世帯に属する者 (3) 住所地特例対象施設に入所又は入居することにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者及び同一世帯に属する者 転出・死亡等の事由により資格喪失した者を含む
提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
時期・頻度	照会を受けたらその都度

提供先31	都道府県知事
法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第119項)
提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2項番119)
提供する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第12条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">< 選択肢 ></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[1万人以上10万人未満]</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	<p>(1) 市内に住所を有する65歳以上の者及び同一世帯に属する者</p> <p>(2) 市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で認定申請を行った者及び同一世帯に属する者</p> <p>(3) 住所地特例対象施設に入所又は入居することにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者及び同一世帯に属する者 転出・死亡等の事由により資格喪失した者を含む</p>
提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
時期・頻度	照会を受けたらその都度